

《勤務条件等》

① 執務時間	<p>○午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（1 週 38 時間 45 分）</p> <p>※出勤時及び退庁時にタイムカードに記録する</p> <p>○採用 6 ヶ月後から日直勤務従事（保育所および診療所勤務の者を除く）</p> <p>※本庁・各支所：原則として居住地により配置</p>
② 休 日	<p>○日曜日及び土曜日</p> <p>○国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>○12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日</p>
③ 休 暇	<p>○年次有給休暇：年間 20 日（暦年）</p> <p style="padding-left: 40px;">採用月により月割りで日数を計算します。</p> <p style="padding-left: 40px;">※1 日または 15 分単位での取得可能</p> <p>○病 気 休 暇：負傷又は疾病のため 90 日を超えない範囲</p> <p>○特 別 休 暇：産前産後・親族の死亡・結婚・出産 ほか</p> <p>○介 護 休 暇：配偶者、父母、子の介護をするため（無給）</p>
④ 給 与 等	<p>○伊方町職員の給与の支給等に関する条例（平成 17 年条例第 45 条）等の規定に基づき、採用前の経歴に応じて決定。</p> <p style="padding-left: 40px;">（例）一般行政職</p> <p style="padding-left: 80px;">大卒で新卒後、5 年間の民間企業での勤務経験がある場合</p> <p style="padding-left: 80px;">2 3 1 , 3 8 0 円</p> <p>※あくまで例であり、職務経験の内容等により金額は異なる。</p> <p>※給料表の改正により増減する可能性あり。</p> <p>○給料の支給定日は、毎月 20 日 ※休日等の場合は前日</p> <p>○賞与（期末・勤勉手当）は 6 月、12 月支給</p> <p>○手当</p> <p style="padding-left: 40px;">扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当ほか</p>